

提言書の書式について

1. 提言書の構成

提言書の目次の事例を通して、提言書の大まかな構成を検討します。

	旧久喜市	明石市	高松市	函館市
前段	第1章 自治基本条例制定の位置付け ①自治基本条例制定の意義 ②自治基本条例の位置付け等 第2章 検討体制と検討経緯	提言書の提出にあたって	第1章 自治基本条例制定の背景 第2章 自治基本条例とは 第3章 検討プロセスの特徴	第1章 はじめに
条例に盛り込む内容の提案	第3章 自治基本条例に盛り込むべき内容	第1章～第9章 自治基本条例に盛り込むべき内容	第4章～第6章 自治基本条例に盛り込むべき内容	第2章 自治基本条例に盛り込むべき内容
後段	第4章 今後の展望			第3章 委員会付帯意見 第4章 おわりに
参考資料		①委員名簿 ②検討経緯 ③委員感想	①検討経過 ②委員名簿 ③設置要綱 ④フォーラム ⑤瓦版(ニュース)	①委員会開催状況 ②起草委員会開催状況 ③ワークショップ開催状況 ④フォーラム開催状況 ⑤委員名簿等
資料編 (別冊)	①資料編について ②自治基本条例に盛り込むべき内容の解説等 ③ワークショップニュース	①意見交換会 ②パブコメ ③市議会		
【解説・背景】の取り扱い	【解説・背景】は資料編にあり、提言書には入っていない。	【解説・背景】は第1章～第9章にそれぞれ入っている。	【解説・背景】は第4章～第6章にそれぞれ入っている。	【解説・背景】は第2章にそれぞれ入っている。
「●出された意見」の取り扱い	「●出された意見」は未収録	「●出された意見」は未収録	「●出された意見」は、主要なテーマに対して「論点票」形式で簡単に記載	「●出された意見」は、主要なテーマに対して第3章で付帯意見として表現している。

1) 【解説・背景】及び「●出された意見」の取り扱い

【条例に盛り込む内容】と同時に検討している【解説・背景】と、これらの検討過程である「●出された意見」について、提言書にどの様に表現するか議論します。

① 【解説・背景】

【解説・背景】は、旧久喜市では提言書の別冊である資料編に入っています。(提言書は【条例に盛り込む内容】のみ)。他の多くの自治体では、提言書の【条例に盛り込む内容】とセットで表示されています。

(旧久喜市の提言書)

8. 行政 1)計画性のある市政運営 【条例に盛り込む内容】 [] 2)透明性の確保・説明責任 【条例に盛り込む内容】 []

(明石市、高松市、函館市)

8. 行政 1)計画性のある市政運営 【条例に盛り込む内容】 [] 【解説・背景】 []	2)透明性の確保・説明責任 【条例に盛り込む内容】 [] 【解説・背景】 []
---	--

② 「●出された意見」

各回のWS及び起草委員会で出された意見は、旧久喜市をはじめとして、出された意見を全て掲載する自治体は多くありません。

しかし、高松市や函館市は、出された意見のうち主要なものについて「論点票」「付帯意見」という形式で掲載しています。

久喜市では「●出された意見」を載せる必要があるかどうか検討します。

2) その他 提言書に必要な内容

多くの自治体で、【条例に盛り込む内容】の他に、下記のものが入っています。

- ①自治基本条例策定の背景
- ②検討プロセス
- ③委員名簿

これらの項目を、久喜市の提言書に入れるかどうか検討します。

2. 【条例に盛り込む内容】について

1) 掲載順序について

現在は、グループ別テーマの順に掲載されています。
掲載順序はこのままで良いかを検討します。

■現在の掲載順序

1. 前文
2. 目的
3. 定義・基本原則
4. 市民
5. 情報共有
6. 参加・協働
7. コミュニティ
8. 行政
9. 議会
10. 条例の実効性担保・運用
11. 住民投票
12. 条例の位置づけ
13. その他

2) 表現の統一 (ですます調・である調、その他)

現在は、たたき台にみられるように、表現が混在しています。
提言書の完成に向けて表現を統一することが必要です。統一方法を検討します。

	旧久喜市	明石市	高松市	函館市
条例に盛り込む内容	ですます調 ・定めます。 ・努めます。	である調 ・定める ・努める	ですます調 ・定めます。 ・努めます。	ですます調 ・定めます。 ・努めます。
解説・背景	(無し) ※ 資料編はですます調	ですます調 ・定めます。 ・努めます。	ですます調 ・定めます。 ・努めます。	ですます調 ・定めます。 ・努めます。

この冊子は、提言書の形式を検討するためのたたき台です。
どのような形式にするかは別途検討予定です。

**(仮称)久喜市自治基本条例に関する
市民ワークショップ 提言書**

平成23年5月

**(仮称)久喜市自治基本条例
市民ワークショップ**

目次

1. はじめに.....	1
1. 自治基本条例とは.....	2
2. 検討のプロセス.....	4
2. 条例策定に向けた市民ワークショップからの提言.....	7
1. 前文.....	8
2. 目的.....	
3. 定義・基本原則.....	
4. 市民.....	
5. 情報共有.....	
6. 参加・協働.....	
7. コミュニティ.....	
8. 行政.....	
9. 議会.....	
10. 条例の実行性担保.....	
11. 住民投票.....	
12. 条例の位置づけ.....	
13. 広域的な連携及び協力.....	
14. 危機管理.....	
3. 参考資料.....	
1. 市民ワークショップ 開催状況.....	
2. 市民ワークショップメンバー名簿.....	

1. はじめに

1. 久喜市における自治基本条例の意義

(1) 自治基本条例策定の背景

自治基本条例は、地方自治体における憲法とも言われており、地方分権を契機に地方自治全般にわたる基本理念や基本原則等の、市政運営の基本ルールを定めるものとなっています。

平成12年に地方分権一括法が制定され、制度的にも分権が加速度的に行われていますが、この主旨は、できるだけ権限を国から地方へ、自治体へという方向のなかで、地域自体が地域の実情を踏まえた個性あるまちづくりを担っていく、主役になっていくという方向です。地方分権化には2つの方向があり、ひとつは前述の国から地方への分権の流れであり、もうひとつは行政から市民への分権も併せて進めるという流れ、これが地方分権化の重要な要素です。特に、これまでは行政への市民参加でしたが、今後は市民自立のまちづくりのための自治体運営のルールが必要になっています。

また、「都市化社会から都市型社会、または成熟社会」への移行が挙げられます。高度成長を背景に新市街地に対して都市化を進めた時代から、都市を守り育てていく時代に移り変わってきているというのが、近年にみる大きな変化です。都市化に向けた時代は、全国の高度成長を支えるための画一的な対応が求められ、法律という全国画一の基準によって都市づくりが行われてきました。

しかし、成熟社会においては、いろいろな生活形態、価値観がある中で多様な要請が出てくるようになりました。多様化した要請に応えるためには、行政のみの対応では限界が見え、市民や事業者が参加しそれぞれの能力を生かしてまちづくりを行うことが必要になり、そのためのルールが必要となっています。

さらに、行政主導による公共の限界に対して、市民参加やNPO等の市民活動の気運の高まりによって、特に阪神淡路大震災の際には行政だけでは対応できないところを、多くの市民団体や個人が救援、復興への協力を行ったことは、市民等がその公的役割を担い、新しい公共として、市民が担っていくエリアがあるということが確認されたものであり、参加と協働が重要なテーマとして、行政の役割と責務、市民の権利と役割・責務を定めていくことが必要となっています。

(2) 久喜市における自治基本条例の必要性

平成22年3月に1市3町が合併して誕生した久喜市では、1市3町のそれぞれの地域において特色のある地域コミュニティが既に形成されています。これらの地域コミュニティが地域の特色を保ちながらも、新しい久喜市の市民として効果的に活動を行っていくためには、新しい久喜市の「新しい公共の原則」という共通の概念に沿って行動していくことが求められます。

時代の流れとして求められる自治基本条例の必要性の他に、合併間もない久喜市においては、地域性を尊重しつつ旧1市3町の枠を払い一つの久喜市となるためにも、自治基本条例による久喜市の市政運営や参画・協働のルールを定めることが必要となると考えます。

2. 検討のプロセス

この提言書は、市民ワークショップが以下のように活動を行い、とりまとめました。

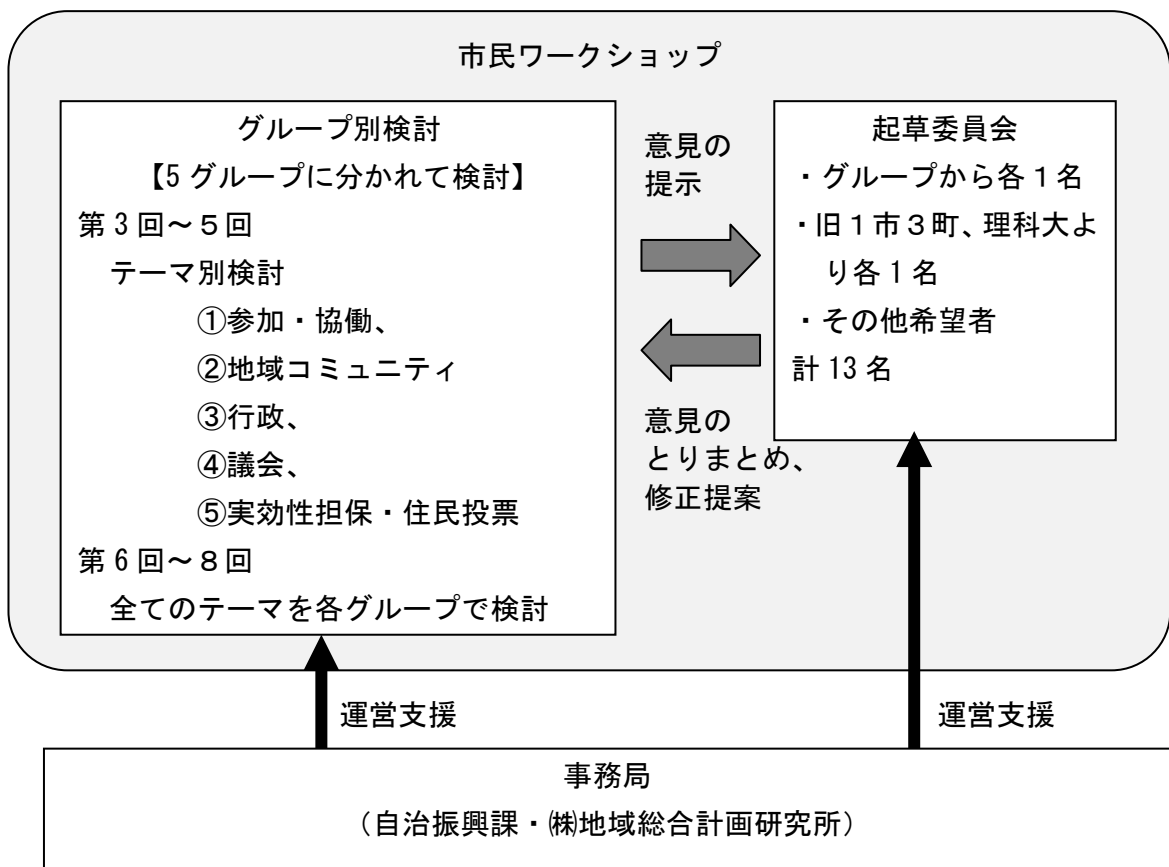
(1) 市民ワークショップでの検討体制

市民ワークショップは、平成22年10月から平成23年5月の8ヶ月間で8回開催しました。

市民ワークショップは、概ね3週間に1回、日曜日に開催し、市内在住者および在勤・在学者の計61名が参加し検討を行いました。

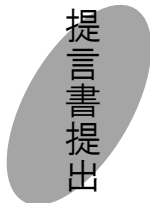
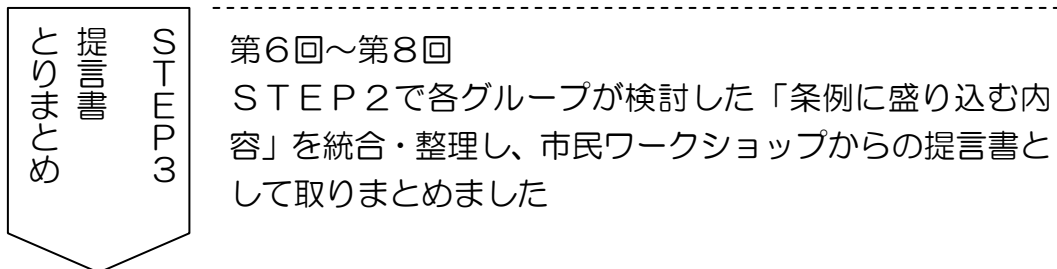
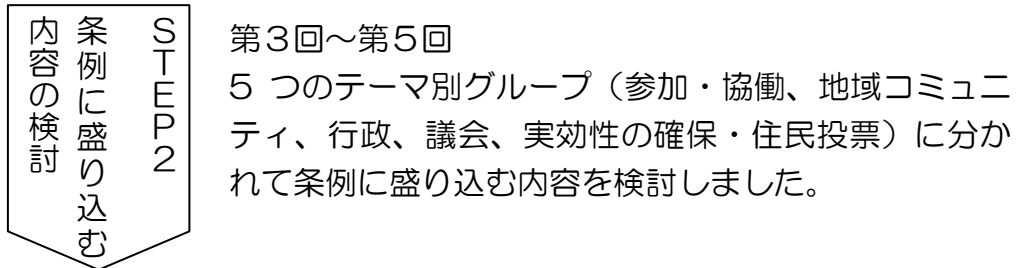
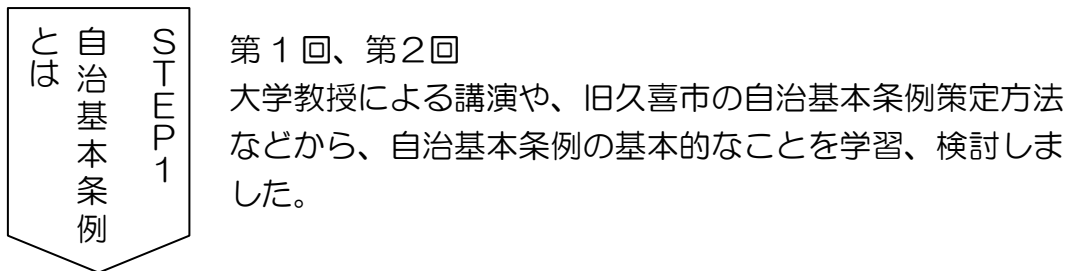
また、市民ワークショップ参加者から、提言書のたたき台を集中的に検討する起草委員を募集し、第5回市民ワークショップ終了後から提言書のたたき台の議論に着手しました。

■検討体制



(2) 提言書作成の流れ

市民ワークショップの内容を3つのステップに分け、提言書を作成しました



2. 条例策定に向けた市民ワークショップからの提言

1. 前文

【条例に盛り込む内容】

- ・ 久喜市は、関東平野のほぼ中央、利根川中流域右岸の埼玉県東北部に位置し、市全域が平坦な地形であり、豊かな自然に恵まれた地域です。また、江戸時代からの舟運の拠点でもあり、現在も、高速道路や国道等の幹線道路を擁するとともに、3路線の鉄道が走る交通網に恵まれています。さらに、神社や古くから伝わる祭りなどの伝統・文化、教育に熱心な風土が、今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。
- ・ しかし時代は大きく変貌し、中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されています。地方自治を取り巻く厳しい現状とともに、少子高齢化の進行や社会の成熟化による住民意識の多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは、地域に居住する住民の生活に直結する福祉、教育、地球環境などの様々な行政課題について、その見直しと改革に取り組まざるを得ない社会状況があります。
- ・ 私たち市民は、市と市民が共に力を合わせてまちづくりを推進し、市は市民の信託に応えた開かれた市政運営を行い、市民は自らの創意と工夫によって主体的に市政に参画し、市と市民の協働による個性豊かで快適に暮らせる地域社会を創出していかなければなりません。
- ・ 市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市及び議会の役割と責務などの自治体を運営していくための基本的な原則・仕組みが必要です。（以下改行）
- ・ 安心・安全で暮らしやすい地域社会を築くため、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し市民自治のための普遍の原則を定め、ここに久喜市自治基本条例を制定します。

【解説・背景】

- ・ 起承転結の構成とし、それぞれ以下の事柄を記述しました。
- ・ 起：久喜市の特徴（久喜市の地形や文化を記述）
- ・ 承：問題・課題の提起（久喜市を取り巻く現状をのべ、そのたま、市民、議会、行政が力をあわせ、協力して取り組む課題を記述）
- ・ 転：問題・課題の解決の方向性（課題に対して市民の役割を記述）
- ・ 結：自治基本条例を制定することの宣言（久喜市の自治を推進するための基本的な原則・仕組みが必要なこと、また、それを定めた自治基本条例が必要なことを記述）
- ・ 旧1市3町の地名や合併の事実は書かず、合併後の新久喜市を所与のものとして前文を記述しました。

2. 目的

【条例に盛り込む内容】

【解説・背景】

3. 参考資料

1. 市民ワークショップ開催状況

市民ワークショップの活動内容は以下の通りです。

	日程	会場	グループ検討内容	起草委員会
第1回	10/3(日) 13:00~	久喜	【STEP1:自治基本条例とは】 ●講演 ●スケジュール	—
第2回	11/28(日) 14:00~	久喜	●自治の理念 ●条例の位置付け	—
第3回	12/19(日) 13:30~	久喜市役所	【STEP2:条文検討】 ●《テーマ選択方式》にて、条文(内容)を検討 その1	市民ワークショップで、起草委員を選出
第4回	1/16(日) 9:30~	久喜市役所	●《テーマ選択方式》にて、条文(内容)を検討 その2	□第1回 1/28(金)19時~ ・提言書等の作成について
第5回	2/6(日) 9:30~	久喜市役所	●《テーマ選択方式》にて、テーマごとに条文案、考え方、解説を取りまとめ	□第2回 2/10(木)19時~ ・前文について ・目的について □第3回 2/17(木)19時~ ・前文、目的の確認 ・提言書たたき台について
第6回	2/27(日) 9:30~	鷺宮総合支所	【STEP3:提言書とりまとめ】 ●《総当たり方式》にて、提言書内容を検討 その1	□第4回 3/8(火)19時~ ・提言書たたき台の検討
第7回				
第8回				

※第7回市民ワークショップを3月19日(土)に開催予定でしたが、3月11日(金)に発生した東日本大震災の影響により、5月まで延期となりました。

3. 市民ワークショップ 参加者名簿